

# 一般社団法人埼玉県在宅福祉事業者協議会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県在宅福祉事業者協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市中青木2-2 2-3 4に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県における介護事業者が健全な経営を図りつつ、関係する公的機関や関係団体と連携、協力しながら、在宅福祉を中心に、介護を必要とする埼玉県民に質の高いサービスが等しく提供されるよう貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護事業に従事する者の資質の向上を図るための教育・研修事業
- (2) 展示等を通じた介護に関する普及啓発事業
- (3) 行政機関等との連携による介護事業効果の増進につながる事業
- (4) 会員相互の親睦や情報交換を通じて業界発展に寄与する事業
- (5) 前各号に附帯する一切の業務

## 第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第7条 会員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費と

して、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

- 第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
- (1) 社員及び会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第18条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上15名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、副会長を1名以上及び事務局長を1名置くことができる。
- 3 この法人の会長を法人法上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち、副会長及び事務局長を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び事務局長は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び事務局長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の実行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 役員報酬等は、無報酬とする。

(顧問)

第25条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第26条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び事務局長の選定及び解職

(開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で決めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第37条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(委任)

- 第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。
- 2 この定款に規程のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

### 附則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

- 2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事：梅田 成道      松原 律子      古本 洋      大塚 洋幸  
                 横山 由紀子      中村 徹也      佐山 和也      清水 保人  
                 養田 亜矢子      岩崎 英治      進藤 清司      渡邊 勝之  
                 松本 賢一

設立時監事：谷口 剛      大澤 範恭

- 3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員

- 1 埼玉県川口市青木三丁目2番1号  
株式会社シルバーホクソン 代表取締役 梅田 成道
- 2 埼玉県児玉郡神川町大字元阿保756番地4  
松本 賢一

以上、一般社団法人埼玉県在宅福祉事業者協議会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

令和3年6月17日

設立時社員      株式会社シルバーホクソン  
                 代表取締役 梅田 成道      (印)

同      松本 賢一      (印)